

那覇地方裁判所委員会（第36回）議事概要

1 開催日時

令和4年11月17日（木）午後2時から午後3時40分まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事調停制度について

4 出席者（委員は五十音順、敬称略）

（委員）新垣和也、内楯博信、小野裕信、崎間由香子、佐藤哲治（委員長）、徳永義光、渡慶次一司、初又且敏、福渡裕貴、松尾晋哉

（説明者）那覇簡易裁判所庶務課長 山入端啓伸

那覇簡易裁判所主任書記官 佐藤知広

民事調停委員 平良卓也、仲松学

（参列者）事務局長、民事首席書記官、事務局次長

（事務担当者）総務課長、総務課課長補佐、総務課広報係

5 議事

(1) 各委員の紹介

(2) 前回の那覇地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の那覇地方裁判所委員会（テーマ：裁判員制度（主として若年層への広報の在り方））での意見交換を踏まえた那覇地方裁判所における取組状況について説明した。

(3) 今回のテーマに関する説明

① 那覇簡裁主任書記官から「民事調停制度」に関する説明を行った。

② 民事調停委員（2人）をゲストスピーカーとして招待し、基調説

明を行った。

(4) 意見交換

(発言者の表示：●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所委員，◇説明者)

● 今回のテーマについて、次の点につき意見交換をさせていただき、御意見等を賜りたい。

- ・調停の利用促進について
- ・民事調停委員の人材発掘について

◎ 前提として、民事調停の広報はどの程度行っているか。

◇ 本年度調停制度100周年ということもあり、村越前所長が地元紙から受けたインタビューが新聞記事として掲載されたり、ポスターやチラシを各市町村等に配布したほか、当庁庁舎内においてもパネル展を行うなど、調停制度の利用促進を図った。

○ 資料で、民事調停事件の件数はわかるが、調停を行ったうえで、合意に至った割合等の統計を取っているか。

● 終局別の統計を取っている。調停成立が3割程度、残りが不成立や取下げ等である。

○ 3割が調停成立しているとのことだが、増減はあるのか。

◇ 全国的な統計資料が出ており、概ね3割程度で推移している。

○ 3割程度が調停成立していることを広報していく必要があるのではないか。

○ 先ほど調停手続に関する説明、調停室の見学をさせていただき、手続きが簡単で、費用も安いなどメリットしか感じられなかった。ただ、調停制度の周知がネックになっていると感じている。

私は銀行に勤務しているが、今回参加するにあたって、周囲に「調停」について質問したところ、「調停」という言葉は知っているが、そ

の内容まではわからない方々がほとんどであった。

先ほど裁判員制度の若年層への広報の在り方において、広報ツールを使うなどの話があったが、やはり同様に広報ツールをしっかりと使用する必要がある、社会に出る前の学生などの若年層への広報活動を強化し、まず調停制度について知ってもらうことが重要であると感じた。

周知方法として、模擬調停体験、裁判員制度の若年層への広報活動と同様に出身校への出前講義等を検討してはどうか。

- 裁判所の広報活動についてお聞きしたが、はたしてそれだけで広報の機能を果たしているのか疑問である。今はネットを通じて広報活動を行うことが多く、例えばグーグル等で何か検索すると関連記事が出てくる仕組みになっているのはご存知かと思うが、何か紛争に巻き込まれ裁判所や弁護士に相談したいというような方は、まず最初にインターネット検索をするのがほとんどである。このように検索することで、調停制度にたどり着けるような宣伝活動を裁判所は行っているのかをお聞きしたい。

さらに、若年層に対し広報活動を広めるのであれば、やはりフェイスブックやTwitter等のSNSを利用することが必要ではないか。

- 裁判所のホームページを見ていただくと、調停制度についての動画等を掲載しており、調停制度の内容について説明しているが、SNS等の利用はあまり行っていないので、貴重な御意見である。
- 学生はネットを駆使して情報を集めており、特にTwitterを利用しているようである。

ホームページ上の情報は選択しなければ見ることはできないが、発信される情報はどうしても目に入ってくるので、SNSは強力なツールになっている。今風にSNSを積極的に活用していかなければなら

ないと考える。

- 調停制度を利用することで問題が解決することの具体的な事例を発信することが重要であり、学校での出前講義も積極的に行うことで利用促進につながるのではないかな。

また、那覇調停協会が行っている無料相談も非常に重要であると考ええる。

- ◎ 現在はオンライン、SNSの時代であり、悩みのある方はスマホで調べるのがほとんどである。その中で調停制度が選択肢の一つとして出てきたり、どこの裁判所に申し立てることができるか、申立書の書式が入手できたり、オンラインで申し込めば裁判所からメールで届くといったシステムなどがあれば利用促進につながるのではないかな。

先ほど具体的な例を紹介してはどうかとの意見があったが、「こんなことが解決できるよ」との発信はとても広報として有用だと考える。

調停委員の人材発掘については、裁判員裁判にその候補者として来られた方にはいろいろな経験をされた方がいらっしゃるのでは、調停委員について興味を持たれる方もいらっしゃるのではないかな。そういった方々に広く声掛けを行ってPRしていくことも重要ではないかな。

- 現在の調停委員の人材発掘は、団体からの推薦や現調停委員からの紹介等で行うことが多く、人材が集まりづらい。
- ◎ SNSがからんだ紛争が増加していることもあるので、IT関係の分野に強い方を入れてもいいのではないかな。
- 調停委員に興味を持っている方でも、敷居が高くて申込みにしり込みする方もいると思うので、現調停委員がやりがいや経験等を具体的に話すことが重要ではないかな。

(5) 次回予定

日程は令和5年7月13日（木）午後2時からとし、予備日を令和5年7月7日（金）午後2時からとする。テーマは追って指定する。

以 上